

## 郡山市立学校食物アレルギー対応検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 食物アレルギーを持つ児童・生徒が安全安心に学校生活を送ることができように、学校としての食物アレルギーに対する予防法や対応策のマニュアルを作成するため「郡山市立学校食物アレルギー対応検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実態の調査に関すること。
- (2) 給食での対応に関すること。
- (3) 食物アレルギーによる症状への対応に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) アレルギーの専門家医師(3名)
- (2) 郡山市保健所長
- (3) 郡山市立小中学校長会代表(2名)
- (4) 郡山市立小中学校養護教諭代表(2名)
- (5) 郡山市立小中学校栄養職員代表(2名)
- (6) 学校給食調理業務民間委託事業者(2名)
- (7) 郡山市教育委員会事務局(4名)

### (任期)

第4条 任期は1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校管理課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年8月7日から施行する。

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。